

変容する国民国家 エスニシティと人権をめぐる

著者	狐崎 知己
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	10
号	1
ページ	2-7
発行年	1993-03-20
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00006445

変容する国民国家

エスニシティと人権をめぐる

狐崎 知己

はじめに

年明けとともに、日本ではスペイン・ブームと500年をめぐる騒ぎが鎮まり、はやくも昨年の出来事の一つになってしまったようだ。代わって、国際先住民年をめぐるニュースが紙面を飾りはじめた。リゴベルタ・メンチュさんのノーベル平和賞受賞は、この二つの「事件」のつなぎ役としてマスコミに格好な話題を提供した。

カレンダーを一日めくるだけで、「二つの世界の出会い」に関する評価が180度転換し、コロンブスが英雄から悪役に転ずると同時に、新たに正義の使者として先住民の女性が祭りあげられていく様子を眺めていると、まったく日本と無関係なところで生じているかに見える事件を後追いするのみで、この国ではいかなる意味でも「出会い」など存在しえないような危惧をもたざるをえない。もちろんアメリカ大陸の先住民をめぐると問題群は私たちにとって無関係であるはずがないが、「日本になんの関係があるのか」という具合に、関係づくりを当初から拒否するような正面きっての問いかけに対しては、口をつぐみたくなってしまうものである。

たしかに「コロンブス500年」がなければ、出版さえなされなかったであろう良書を購入できるようになったことは歓迎すべきではあるが、これがどう読まれ、そこからなにが学ばれるのかはまったく別の話だろう。リゴベルタさんの平和賞受賞についても同様のことが言える。国際先住民年を迎える日本の反応がきわめて低調であることに加えて、「自然と人間の調和を維持してきた先住民の暮らしに学ぶべきだ」とか、社会主義体制の崩壊のち「資本主義に代わるオルタナティブが彼らの思想と生活にある」といったさまざまな付加価値が外部の代弁者たちによってつけられはじめている。このように、自己の見解なり主張を先住民に投影して訴えるのみでは、発見だ侵略だ、いや出会いだと本来の当事者ぬきに騒いだ昨年の繰り返しになってしまうであろう。

リゴベルタさんは、オスロでの受賞式にあたって次のように語っている。「世界が私たちの言葉に耳を傾ける初めての機会、世界が私たちの死者と現状に対して沈黙を破る初めての機会です。……今日ほど私たちの闘いが評価され、正当なものになったことはありません。だから世界は私たちに耳を傾けるのです。……ノーベル平和賞は、平和と人権を求める闘い、500年にわたって分断され、

ばらばらにされ、ジェノサイドと弾圧、抑圧に苦しみ続けてきたインディオ諸民族の権利を求める闘いのなかで最大の成果の一つであります。

この呼びかけに応ずるかのように、カナダの法律家トーマス・バージャーは彼自身の先住民族の「発見」をめぐる闘いの軌跡を紹介したのち、500年の現代的意義を次のようにまとめた。「現代は依然として発見の時代である。新世界の歴史の真の意味と、新世界での先住民族の正当な地位を発見すべき時代である。これは、私たちのこの時代になされるべき発見であり、もし私たちが決意してそれをなすとげれば、それはアメリカの発見である」*1。既存のエスノヒストリーを拒絶して自らの手で歴史の発掘作業を開始し、それを自らの思想に基づいて語り、行動を起こしはじめたアメリカ大陸の先住諸民族は、私たちに対してエスノヒストリーのみならず、これまでに書かれた国民国家を単位とする歴史の根底からの見直し、パラダイム転換を迫っているのである。そしてこの作業をとおしておのずとラテンアメリカとの係わり方も変わってこよう。

だが、ことは容易ではない。1992年10月12日には、祝祭に反対する大規模な運動がアメリカ大陸各地で展開され、ドミニカ共和国では政府による弾圧で死傷者も出ているとの報道が見られたが、たとえば、「当国各地のインディオ団体がラ・パスに結集(約3万人)、500年に及ぶ白人支配への抗議を示すデモを行なったが、大きな混乱は見られなかった」という調子の在ボリビア日本大使館の報告などに接するかぎりでは、リゴベルタさんのいう「世界」に日本が含まれているようにはとても思えない。筆者自身、アメリカ大陸インディオ・黒人・民衆の抵抗の500年キャンペーンの第2回および第3回大会の組織委員長に出会い、話を伺えるという幸運に恵まれて初めて、彼らの主張が視

野に入ってきたにすぎない。また、「先住民族の立場にたつて」代弁者となることや、部外者が無用の意味づけをする愚かさを避けるためにも、絶えざる自戒を必要としている。

したがって、ここでは日本においてはその重要性が理解されているとは言い難い彼らの運動の一端を紹介するとともに、研究者としてこの大陸運動が既存の秩序にいかなる政治的な影響を及ぼしているのかについて、きわめて初歩的な考察を行なうことにとどめたい。

1 「インディオ・黒人・民衆の抵抗大陸運動」

全世界的に、国家をとりまくさまざまな基本的な構造が変動しているなかで、ラテンアメリカにおいても国民国家の自明性が大きく揺らぎはじめている。もとより国民国家は、国民一般の「法の下での平等」というイデオロギーに基づき、「さまざまな実質的差異性をもつ諸個人を同質のネイションの一員へと抽象化し、仮構することによって初めて成り立ちえたフィクション以外の何ものでもなかったと言ってよい」*2。この一般常識となっている国民国家の仮構性さえもが、そもそもラテンアメリカでは、少なくとも私が関心をもつグアテマラでは、独立当初から現在に至るまで成立しえなかったように思える。換言すれば、支配層がそのような意志も戦略も持たなかったということである。

グアテマラでは、独立後の憲法には法の下での平等は記されていたものの、インディオはその範疇に組み込まれず、「想像の共同体」の成立に必要な公教育の場からも実質的に排除され続けてきた。同質化政策による国民の創造に代わって、単純に言えば「進歩」と「野蛮」のイデオロギーに基づ

いてラディーノとインディオの差異性を固定し、剥き出しの暴力装置としての国家が実体としてこれを支えてきたのではないだろうか。19世紀の自由主義革命の時代に、コーヒー・プランテーションの拡張のために共同体の解体を迫られたインディオが、共同体防衛の論拠として「国民としての権利」を要求したこと、また、1980年代初頭のジェノサイドを辛うじて生き延び、極限状態のままメキシコ国境地帯のジャングルや山岳地帯に10年以上も立て籠もり続けている「抵抗の共同体」のインディオ諸民族2万人の掲げる要求が、国家に対して「国民として保証されている基本的人権の擁護」であることをみるならば、今日、修復不能なかたちで揺らぎはじめているのは、「国民国家」ではなく、前述のイデオロギ―とその現代版である国家安全保障ドクトリンに基づく支配の正統性であるといつてよいだろう。つまり、主権者である国民としての権利に加えて、インディオ諸民族としての権利を同時に要求していることに、ラテンアメリカにおける国家の変容に迫るその特徴をみることができるのではないだろうか。

ラテンアメリカにおける国家主権の相対的な制約ないし縮小に関しては、国際関係論や政治学、経済学の専門家の手によるさまざまな検証がこれまでもなされており、経済安定化政策と構造調整政策に伴ってG7やIMF、世銀などから課されるコンディショナリティや、NAFTA(北米自由貿易協定)をはじめとする地域統合への動きなどを見れば、この傾向がさらに強まりつつあるように思われる。これらがいわゆるボーダーの外側から国家主権を縮小させる要因ないし、消極的な動きであるとするならば、抵抗の500年キャンペーンは従来の支配の正統性を内側から掘り崩し、独立によって引かれたボーダーを無効にしながらか新たな秩序形成を目指す積極的な運動であると言える。

1989年に開始された500年キャンペーンのそもそもの目的が、アマゾン河流域やアンデス地域のインディオ諸民族が集い、地域の環境や社会経済、政治問題を協議しあう点にあったことを振り返るならば、キャンペーンには人為的に引かれたボーダーを無効とする思想が本来的に内在されていたことがわかる。キャンペーン第2回大会までの主要文書や宣言などはすでにわが国にも紹介されているが^{*3}、アラスカからマゼラン海峡に至るインディオ諸民族が結集し、歴史的経験の相互の交流のなかから多様性を認め合いつつ、国境のみならず人種や民族、ジェンダー、年齢、社会セクターといったさまざまなボーダーを乗り越えて、共通の目的のもとに闘争を開始したことは、大陸史上はじめての経験であり、それ自体に歴史的な意義があると言えよう。さらに権力を持たない人びとが、ともに集い、祈り、歩き、座り込むという非暴力運動をとおして、自らの存在を世界に示し、自治と自決権、およびその物質的・精神的基盤である土地に対する権利獲得闘争を、相互に支え合いながら大陸全土で始めたことは、あらゆる領域で計りしれない影響を及ぼしていく可能性がある。

1992年10月にマナグアで開催された抵抗の500年キャンペーン第3回大会には、27カ国から1000団体以上が集い、今後3年間にわたる地域別・セクター別の行動計画と方針が決議されている。また、官製の500年祭に反対するとの目的が達成され、キャンペーンの優先課題の一つであったリゴベルタさんの平和賞受賞が実現し、国際的な認知を受けたことから、名称が「インディオ・黒人・民衆の抵抗大陸運動」に変更された。地域別の行動計画と方針に関しては、北米、中米、カリブ、アンデス、南米南部の5地域で、アイデンティティ、女性、主権、労働、自然の防衛の5原則に基づき、地域別の行動計画を実現していくことになった。

原則の一つに主権が入っていることは、エスニシティと国家の関係を考察するうえで、きわめて重要である。抵抗大陸運動とは、既存の国家を解体して一族一国家への再編を目指すのではなく、主権者としてローカルから国家へ至るあらゆる政策決定の場への参加を実現し、対外的な主権を自らの手に取り戻すことを目的としている。その特徴は、中長期的な運動の過程で同質化を促進するのではなく、また、従来のように差異性を固定するのではなく、「多様性のなかの団結」に基づいて調整と決定を行なっていくという大陸レベルでの実験にあると言える。

この点が理論的に甘いと批判することは容易であるし、実際、抵抗大陸運動の一部にもエスニシティを軸に分裂の兆しが見える。だが、500年にわたって押しつけられてきた秩序に代わるものが、そう簡単に生み出されるはずはない。「多様性のなかの団結」がおそらく今後の運動の要となろうが、リゴベルタさんは第2回大会の開会の言葉として次のように語っている。「同志の皆さん、団結という言葉をお口にするときには、この言葉が何を意味するのか注意深くならねばいけません。団結とは社会のすみずみにまでゆきわたること、広く開かれた存在であること、他人の意見を聞くこと、他人の意見を押しつけられることがない代わりに自分の意見を他人に押しつけないこと、互いに尊重し合い、敬意に基づく文化を生み出すこと、つまり組織をつくるということです」。この言葉と次のセクター別の行動計画を併せて考えるならば、そこに支配と被支配の関係によって規定されてきた従来の差異性を覆す新たな民族性が、アメリカ大陸で芽生えつつあることを読み取れるのではないだろうか。

セクター別の行動計画と方針に関しては、インディオ、黒人、女性、民衆の4セクターごとに数

多くの決議が採択された。なかでも、これまで一つの独立したセクターとしては存在してこなかったアメリカ大陸の黒人がアフリカからの代表を交えながら、ともに歴史的ルーツと現在の政治的、経済的、社会的問題に関連づけてアイデンティティの確認と連帯を促進し始めたことは注目される。今後、国内大会と地域大会を重ね、1995年にはブラジルで第1回黒人民衆大陸大会の開催が予定されている。また、民衆セクターにおいても、欧米やアジアのNGOと民衆組織の支援を受けて、GATTに反対する農民大会をはじめ、大陸内部および大陸を越えた運動が次々に予定されている。

昨年11月に来日してアイヌ民族との交流を果たしたのち、バンコクにおいてアジア・太平洋地域のさまざまな先住民族や民衆組織との関係づくりを行なった第3回大会の組織委員長ミルナ・カニンガムさんは、抵抗大陸運動をすすめるうえでの重点課題として以下の3点を挙げている。(1)運動を支えるための法的な保証の獲得。国内の自治法などを民衆の側から規定し、政府に遵守させると同時に、国際法やILO協定、先住民の諸権利に関する世界宣言などの法的枠組みを獲得することである。(2)先住民族内部の意識化キャンペーンの促進。各国の国内委員会が都市と農村部で小さな対話集会やセミナーを開催し、識字運動や保健衛生セミナー、農業技術指導などを同時に行ないながら、民衆の言葉で運動の理念と計画に関する対話を繰り返していく必要がある。(3)南と北のネットワークの強化であり、この点に関して、リゴベルタさんの平和賞受賞は、世界各地のさまざまな民衆セクターが団結して闘えば、変革が可能であることを示した。「民衆が世界レベルで越境して団結できなければ、私たちは消滅してしまう」と彼女は述べた。

発見に基づく支配の正統性が過去にさかのぼっ

て無効とされているなか、カナダでは先住権が法的に認知され、ラテンアメリカのいくつかの国においても先住民族の文化的権利を認知して憲法に明記する動きが出ており、抵抗大陸運動が成果を刻みつつある。インディオ諸民族の今年の大会はバンクーバーで、抵抗大陸運動の第4回大会は1994年10月にボリビアで開催される運びとなっており、もはや「大きな混乱がなかった」とは異なる次元での認識と対応が要求されている。

2 エスニック問題群へのアプローチ

日本政府としても ODA4 指針に人権と民主化を組み入れ、人権擁護を基盤とする新たなラテンアメリカ政策を志向しているとのことで、歓迎されるべき変化である。各国大使館においても、人権担当官が活躍することが期待される。とりわけ人権と民主主義は、エスニック問題群の根底に係わるテーマであり、リベラル・デモクラシーの原理を形式的にあてはめるだけでは不十分であることは、これまでの経験に照らして明らかとなっている。現在準備がすすめられている「先住民の諸権利に関する世界宣言」には、集団としてのエスニックの文化を守り発展させる権利、土地と資源への集団および個人としての権利、伝統的な経済構造と生活様式を含む経済的・社会的権利、先住民の法と慣習を含む政治的権利、先住民の生活と将来に影響を及ぼしうるあらゆる決定や実施に、自らの代表を通して、国政の段階で完全に参加する権利、自治に関する集団的権利、国家と先住民族の紛争解決に際しての公正な手続きに関する勧告、など24の権利が起案されている。さらに、アムネスティ・インターナショナルは1992年10月に報告書 (*The Americas: Human Rights Violations against Indigenous Peoples*) を発表し、現時点におけるイ

ンディオ諸民族に対する人権侵害の事例と原因、責任の所在および権利の擁護に関する理論と実践をまとめている。また、先住民族がとりわけ人権侵害に脆弱性をもっていることを指摘し、普遍的に擁護されるべき人権に加えて、先住民族に対する特別の擁護措置を詳細に勧告していることは注目される。エスニック問題群へのアプローチの土台には、人権および先住民族の集団的権利の擁護が置かれるべきであることを強調しておきたい。

とりわけ、1948年のジェノサイド協定に違反しているとして国際的非難を浴びているグアテマラ政府に対して、日本政府としていかなる措置を講じていくのかが、人権外交ないし民主化促進のための「戦略援助」の試金石として注目されよう。今年はじめに30年以上にわたる内戦終結を目的とした90日間和平協定が締結されたが、最大のネックは、協定の国際査察とこれまでの人権犯罪に関する真相究明委員会の活動にある。1年前に和平協定が調印されたエルサルバドルでは、国連の人権擁護活動 (ONUSAL) によって政府軍の将校100名以上が追放される運びとなっている。このため、グアテマラの政府軍の態度はいっそう硬化していくものと見られるだけに、スペイン、フランス、カナダの政府が中心になってすすめている人権擁護に関する支援活動に日本政府としても積極的に関与していくことが、国際的に求められていると言えよう。人権犯罪が不問にされた状態 (impunidad) のうえに、民主主義が築かれることは原理的にありえないのである。

リゴベルタさんの平和賞受賞後に、人権擁護団体の指導者への抑圧が強化されているグアテマラの現状を見ると、抵抗大陸運動の進展や「先住民の諸権利に関する世界宣言」の制定によって、これまでにない性格を持った紛争が浮上してくる可能性も出てこよう。とりわけ、エスニック集団の

て無効とされているなか、カナダでは先住権が法的に認知され、ラテンアメリカのいくつかの国においても先住民族の文化的権利を認知して憲法に明記する動きが出ており、抵抗大陸運動が成果を刻みつつある。インディオ諸民族の今年の大会はバンクーバーで、抵抗大陸運動の第4回大会は1994年10月にボリビアで開催される運びとなっており、もはや「大きな混乱がなかった」とは異なる次元での認識と対応が要求されている。

2 エスニック問題群へのアプローチ

日本政府としても ODA4 指針に人権と民主化を組み入れ、人権擁護を基盤とする新たなラテンアメリカ政策を志向しているとのことで、歓迎されるべき変化である。各国大使館においても、人権担当官が活躍することが期待される。とりわけ人権と民主主義は、エスニック問題群の根底に係わるテーマであり、リベラル・デモクラシーの原理を形式的にあてはめるだけでは不十分であることは、これまでの経験に照らして明らかとなっている。現在準備がすすめられている「先住民の諸権利に関する世界宣言」には、集団としてのエスニックの文化を守り発展させる権利、土地と資源への集団および個人としての権利、伝統的な経済構造と生活様式を含む経済的・社会的権利、先住民の法と慣習を含む政治的権利、先住民の生活と将来に影響を及ぼしうるあらゆる決定や実施に、自らの代表を通して、国政の段階で完全に参加する権利、自治に関する集団的権利、国家と先住民族の紛争解決に際しての公正な手続きに関する勧告、など24の権利が起案されている。さらに、アムネスティ・インターナショナルは1992年10月に報告書 (*The Americas: Human Rights Violations against Indigenous Peoples*) を発表し、現時点におけるイ

ンディオ諸民族に対する人権侵害の事例と原因、責任の所在および権利の擁護に関する理論と実践をまとめている。また、先住民族がとりわけ人権侵害に脆弱性をもっていることを指摘し、普遍的に擁護されるべき人権に加えて、先住民族に対する特別の擁護措置を詳細に勧告していることは注目される。エスニック問題群へのアプローチの土台には、人権および先住民族の集団的権利の擁護が置かれるべきであることを強調しておきたい。

とりわけ、1948年のジェノサイド協定に違反しているとして国際的非難を浴びているグアテマラ政府に対して、日本政府としていかなる措置を講じていくのかが、人権外交ないし民主化促進のための「戦略援助」の試金石として注目されよう。今年はじめに30年以上にわたる内戦終結を目的とした90日間和平協定を巡る交渉が開始されたが最大のネックは、協定の国際査察とこれまでの人権犯罪に関する真相究明委員会の活動にある。1年前に和平協定が調印されたエルサルバドルでは、国連の人権擁護活動 (ONUSAL) によって政府軍の将校100名以上が追放される運びとなっている。このため、グアテマラの政府軍の態度はいっそう硬化していくものと見られるだけに、スペイン、フランス、カナダの政府が中心になってすすめている人権擁護に関する支援活動に日本政府としても積極的に関与していくことが、国際的に求められていると言えよう。人権犯罪が不問にされた状態 (*impunidad*) のうえに、民主主義が築かれることは原理的にありえないのである。

リゴベルタさんの平和賞受賞後に、人権擁護団体の指導者への抑圧が強化されているグアテマラの現状を見ると、抵抗大陸運動の進展や「先住民の諸権利に関する世界宣言」の制定によって、これまでにない性格を持った紛争が浮上してくる可能性も出てこよう。とりわけ、エスニック集団の

規定自体が、客観的な指標から主観的・人為的性
格に移行しているうえに、抵抗大陸運動にはいわ
ゆる文化的分業アプローチないし国内植民地主義
論の影響が強く見られる*4。このため、既存の政治
様式では多様な価値観や差異性をもった主体を共
存させていくことが困難になってきており、新た
な政治技術が求められている。もとより抵抗大陸
運動は純粋なエスニック運動ではなく、また運動
の内部には共存の原理が存在しているものの、既
得権益を脅かされると感じる人びとを説得するの
は困難であろう。

近代化論と同化主義アプローチならびにマルク
ス主義理論の双方がもはや通用しないことが明ら
かとなった現在、人権と先住民族の集団的権利を
擁護しながら、差異性を持った主体間の共存を可
能とする原理と技術の提示が社会科学に緊急に要
請されている。この問題に関する第一人者に数え
られるロドルフォ・スタベンハーゲンも、世界各
地の紛争の要因の多くがエスニックな次元にあっ
たにもかかわらず、これまでの社会科学では機能
集団に焦点が置かれていたことを指摘したうえで、
多様なエスニック集団が建設的な同盟と共存、利
益の結合に成功し、潜在的な紛争管理を行なっ
てきた社会の研究をすすめるとともに、エスニック
な次元での不平等構造を是正してエスニシティの
多様性を保証する社会を築くための社会科学とし
ての貢献の必要性を主張している*5。

多様なエスニック集団の共存を可能とするため
の秩序づくり、構造的、制度的改革が世界的に要
請されているなかで、抵抗大陸運動はエスニック
な次元において弾圧や不利益を被り、沈黙を強い
られ続けてきた人びとが初めて声をあげ、大陸内
外での共存を呼びかけて開始した運動であり、こ
れまで軽視されてきたラテンアメリカが持つ多様
性の豊かさを自らの手で示すものである。地域研
究者、社会科学の研究者としてこれをどう受けと
め、また、日本政府がいかなる対応を行なってい
くのか、強く問われていることに疑いの余地は
ない。

- * 1 トーマス・R・バージャー（藤永茂訳）『コロ
ンブスが来てから』朝日新聞社 1992年 285ペー
ジ。
- * 2 加藤節「国民国家のゆらぎと政治学」（山之内
靖編『ゆらぎのなかの社会科学』岩波書店 1993
年）64ページ。
- * 3 中米の人びとと手をつなぐ会編訳『「コロンプ
ス」と闘い続ける人々』大村書店 1992年。
- * 4 エスニック研究へのさまざまなアプローチに
関しては、梶田孝道編『国際社会学』名古屋大学
出版会 1992年、のなかの、序章と第1章を参照。
- * 5 Stavenhagen, Rodolfo, *The Ethnic Ques-
tion*, Tokyo, United Nations University Press,
1990.

（ごさき・ともみ／常葉学園大学専任講師）